

DX推進に向けた評価指標（物差し）の設定について

これまでの振り返りと論点整理



1. これまでの経過

DXが本来の趣旨に沿って進んでいるかを見極めるため、
「余裕」「思いやり」「幸せ」をキーワードとした共通の物差しを模索。

2026年7月15日
第2回DX外部評価委員会
資料抜粋

昨年度:DX基本計画に基づく重点
テーマ(防災テーマ)の
個別評価・検討。

今年度:新たなテーマ(地域コミュニティ
テーマ)検討に向け、DX推進の
「方向性」を見極める「共通の指
標(物差し)」を策定。

前回会議で出されたキーワード

1. 余裕(ゆとり)
2. 人のことを
気にかける
3. 幸せ

キーワードをもとに正副委員長が指標の素案を作成し提示したところ 委員の皆さんから多様な意見が示された。

2026年7月15日
第2回DX外部評価委員会
資料抜粋

- ・心と時間に余裕をもたらすことで、つながりを大切に周りを気にかけて身近な人を幸せにする評価をしていきます。
- ・つながりを大切に周りを気にかけて身近な人を幸せにするための、心と時間に余裕をもたらす評価をしていきます。
- ・身近な人も幸せにするための心と時間に余裕をもたらすDXを考えていきます。
- ・この街に住んで良かった！と思えるように心と時間に余裕をもたらすDXを考えていきます。

Mission、Vision、Value等、
要素ごとに分解してはどうか

「心の余裕」「幸せ」といった指標は
主観的でジャッジが曖昧になる。
客観的な指標の方が機能するのでは

目指すところは「市民の
幸せとゆとり」である

市民目線かつ定性的な視点
(指標) がよいのでは

デジタル技術により「行動変容」を
促し、課題（困り事）が解消され
ているかを指標としては

2. 現状の整理（論点）

論点 1 今回設定したい指標は、「DX推進の成果【目指す姿】」であるが、DXという手法（手段）の達成度合いを見極めるための重要な指標が示された。

⇒異なるレイヤーの指標をどう整理するか。

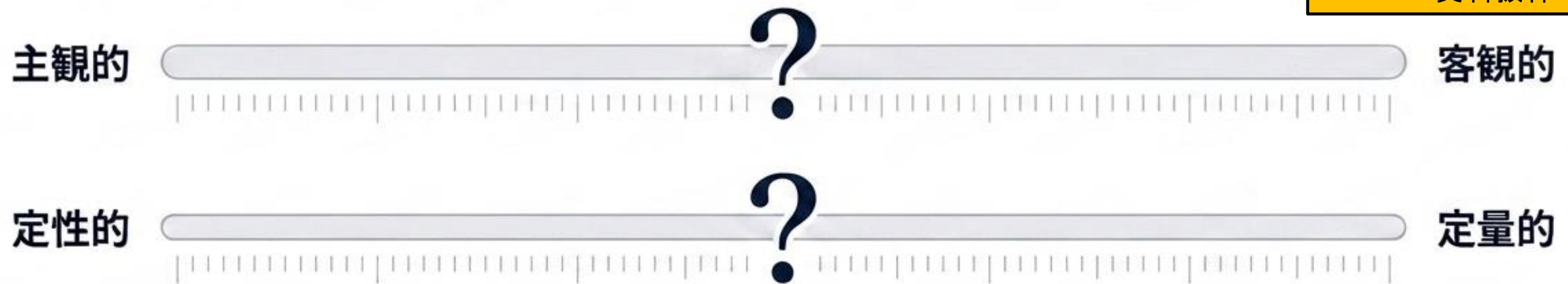
2026年7月15日
第2回DX外部評価委員会
資料抜粋



現状：議論の中で、「手法の評価」と「成果の評価」という階層（レイヤー）の異なる指標が示されているのではないかと。まずはここを整理する必要がある。

論点 2 指標を定めるにあたり、「主観⇔客観」「定性⇔定量」のどちらに重きを置くか、またどこまで詳細な粒度を求めるかが問われている。

2026年7月15日
第2回DX外部評価委員会
資料抜粋



外部評価委員会としての機能を持たせるため、
どちらに重きを置いた指標を設定すべきか。



指標の粒度感

「ジャッジが曖昧になる」という懸念を踏まえ、
指標をどこまで細かく（厳密に）設定すべきか。

3. 第2回会議まとめ



最終決定指標

『**心と時間に余裕**を作って自分も身近な人も**幸せ**になるぞ！』

- ・主観的・定性的な指標：行政の客観的・定量的目標に対し、市民目線の「**肌感覚**」を基準とする。
- ・自分ごととしての意識：「**する**」ではなく「**なる**」にすることで、自ら行動し依存しない姿勢を示す。
- ・対象の広がり：「**自分『と』身近な人『を』**」ではなく「**自分『も』身近な人『も』**」にすることで、見えない第三者（身近な人）まで幸せの波及を含意。



誰のために、何のためにDXを進めるのか。
ここを共通概念として起点にする。



デジタル技術による
行動変容や施策の実行。



DXによって得られる成果。

※目的を見失い、成果(Have)だけを求める「Have-Do-Be」のアプローチは危険であると共有

共通指標に基づく「地域コミュニティ」の現状と課題整理（ワークショップまとめ）

決定した指標に照らし合わせ、地域コミュニティに関する多岐にわたる課題や現状が共有されました。

安心・安全と見守り



- ・クマ出没への不安に対する情報提供と対策。
- ・1人暮らしの高齢者や子どもに対する「見守り」の目の必要性。
- ・地域で安心して生活するための防犯システムの構築。

コミュニティの負担とルール



- ・未入区者の増加に伴う、コミュニティ側（組長等）の管理負担増。
- ・ゴミステーションの管理・分別問題（未入区者の利用、別荘地の生活ゴミ統計の歪み）。
- ・DXにより新たな仕事が集まり、かえって負担が増す懸念。

デジタルリテラシー格差



- ・デジタルツールの扱いにおける住民間のITリテラシーの温度差。
- ・教育的な観点からの「学ぶ場」の整備と支援の必要性。

多様性をつながり



- ・学生に対する「食の支援」等を通じた地域との新しい繋がり。
- ・多様な人が参加することによる地域行事（どんど焼き等）の継承の課題と組織の脆弱性。
- ・区への加入有無に関わらない「お互い様」の気持ちの醸成。

茅野市プライバシー影響評価(PIA)実施手順書の改定について(説明資料)

令和 8 年 6 月
DX 推進課

1. 改定の背景及び経緯

本市においては、令和 7 年 5 月に「PIA 実施手順書」を公開し、個人情報等を取り扱うデジタルサービスに対するプライバシー影響評価(PIA:Privacy Impact Assessment)を推進してきました。

昨年度(令和 7 年度)においては、現行の手順書に基づき、3 つのデジタルサービス(LEBER、Mell+、のらぎあ)を対象として PIA を実践し、データガバナンス部会においても二次評価者として多大な協力をいただいていたところです。

しかしながら、実サービスに対して PIA を実践する中で、現行の手順書では対応が困難な事例や、運用の実態に乖離が見られる点について、データガバナンス部会の皆さまからいくつかの重要なご指摘をいただいたことから、これらを踏まえ今後の PIA 運用を確実かつ円滑に内製化していくため、PIA 実施手順書の必要な改訂を行うこととしました。

2. PIA の概要

(1)PIA の位置付け

本市では、人口減少や少子高齢化の進展といった課題を背景に「DX 基本構想」、「DX 基本計画」を策定し、DX (デジタル・トランスフォーメーション)による住民の利便性向上等を目指している。

一方、個人に関する情報の使用に漠然とした不安感を抱く市民もいることから、DX の推進にあたっては情報の利活用に関する透明性を確保することが求められている。

このことから、本市では後述する条件に当てはまるサービスに潜在するリスクを、原則としてサービスの提供前に評価する取り組みとして DX 基本計画に基づき、プライバシー影響評価(以下「PIA」という。)を推進する。

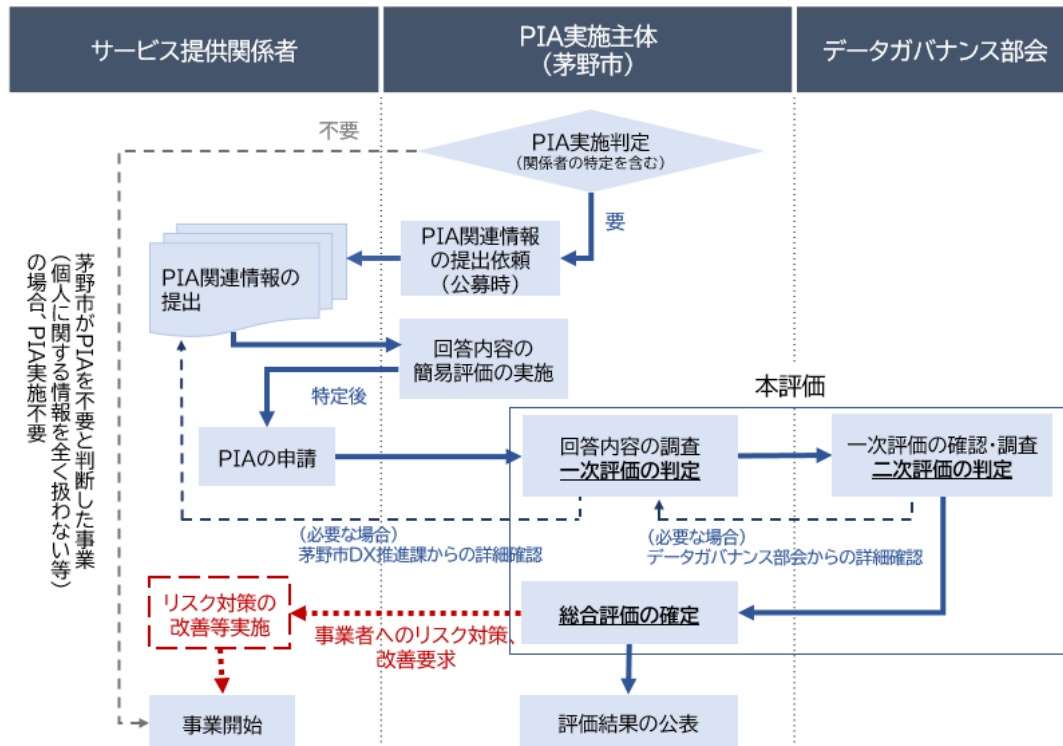
PIA の推進により、個人に関する情報を活用するサービスに潜在する大きなリスクを低減するとともに、市民自らが当該サービスのプライバシーに関するリスクを適切に理解して、安心して主体的に利用できるか判断する際の端緒とすることが期待できる。

(2)PIA 対象サービス

以下に当てはまるサービスに対し PIA を実施する。

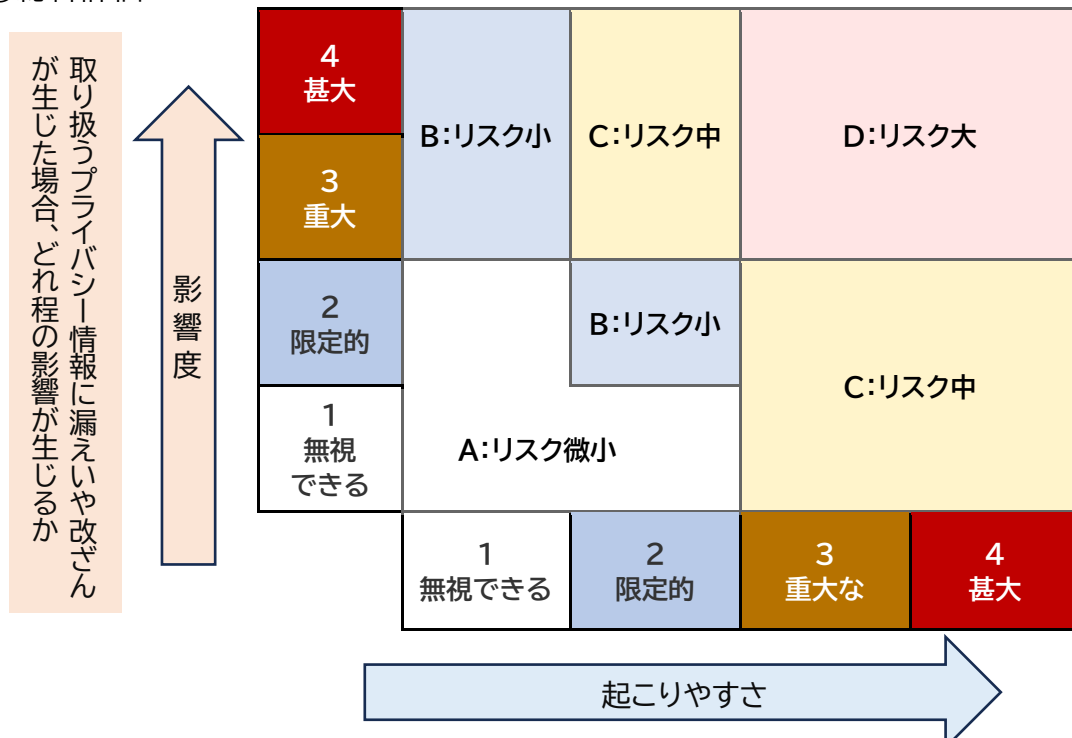
- 都市 OS 及び都市 OS に接続するサービス
- 都市 OS に接続しないが、茅野市が導入又は推進するサービスのうち、個人に関する情報を扱う等、市が PIA 実施を必要と判断するサービス

(3)PIA 実施手順（プロポーザル方式の場合） ※改定後手順



(4)評価基準

①総合評価



取り扱うプライバシー情報の漏えいや改ざんが、どの程度起こりうるか

総合評価	内容
D:リスク大	サービスは原則実施不可(実施にあたり、事業者による追加的な対策の実施や、改善要求の履行を「必須」とする)
C:リスク中	サービスは実施可(ただし実施にあたり、事業者による追加的な対策の実施や、改善要求の履行を「推奨」する)
B:リスク小	サービスは実施可
A:リスク微小	サービスは実施可

②影響度の判定方法

評価対象とするサービスで取り扱う情報(氏名以外の情報)の漏えい・改ざん等が発生した場合の影響について、「財産への影響」と「心身への影響」の観点から以下の「影響度判定表」を用いて評価する。

評価対象とするサービスが取り扱う個人に関する情報が複数存在する場合は、全ての情報について評価を行った上で、最も影響レベルが大きいものを影響度の評価とする。

【影響度判定表(概要版)】

4 甚大	返済不能な債務が発生		口座番号、暗証番号など	借入記録など	犯罪歴など
3 重大	財産が大幅に減少		パスポート情報など	現金残高など	
2 限定的	財産が脅かされる可能性が発生	社員番号など	健康保険証番号など	健康診断結果、障害情報など	DNA 情報など
1 無視できる	いら立ち程度	水栓番号など	身長など		
財産への影響 心身への影響		煩わしい手間が発生(いら立ち程度)	不安、ストレスが発生	心理的な健康状態が悪化	長期にわたる心理的疾患を発症
		1 無視できる	2 限定的	3 重大	4 甚大

③起こりやすさの判定方法

リスク評価項目(12項目)ごとに、それぞれの評価観点をどの程度満たすかによって判断する。各リスク評価項目における観点を、○(満たす)・△(一部満たさない)・×(満たさない)の3段階で評価し、○を2点、△を1点、×を0点とし、リスク評価項目ごとに判定したレベルのうち、最も高いものを起こりやすさの評価とする。

レベル	評価項目ごとの評価指標
4 容易に起こり得る	非該当項目を除き、点数が 0 点(全て「×」)
3 起こり得る	非該当項目を除き、点数が 5 割未満
2 起こりにくい	非該当項目を除き、点数が 5 割以上(平均で全て「△」)
1 無視できる	非該当項目を除き、点数が満点(全て「○」)

3. 現行手順書における課題及び懸念点

運用の過程において明らかとなった主な課題及び懸念点は、以下の 2 点に集約されます。

項目	指摘された課題及び懸念点の内容
① PIA の評価対象(範囲)の不明瞭さ	現行手順書においては、PIA を実施する対象者として「サービス提供事業者」のみを定義している。そのため、実事業において個人情報等を取り扱う関係者が複数存在する場合(行政機関自身を含む)どこまでを評価の範囲に含めるべきか、すなわち単一の事業者のみを対象とするのか、あるいはその他の関係者も含めて総合的に評価すべきなのかが不明確で、ケースごとに判断を要するという課題が生じた。
② 評価項目の主語の不明瞭さ	PIA 調査シート等における各評価項目の記述において、だれがだれに対して対応を行うべきなのか(行為の主語)が曖昧であった。 このため、関係者が複数存在する事業において、サービス提供事業者側から「当該項目は自社が担うべきものではなく、他の関係者が担うべき領域である」といった趣旨の回答がなされるなど、適切な事実把握や確実な評価に支障をきたす事象が発生した。

4. 主な改定ポイント

上記課題の解決及び今後の内製化に向けた運用の適正化を図るため、以下のとおり改訂を行う。

(1)対象者及び被評価者の明確化

- 改定内容：従来の「サービス提供事業者」のみの定義を見直し、事業担当部署など事業に関係するその他の主体も含めた「サービス提供関係者」として包括的な定義を新設し、これを評価対象者として規定する。
- 運用の定義：実際の評価手続きにおける「被評価者」については、上記の評価対象者の

中から、市が評価を行う上で必要と認めた者を都度指定することとする。

(2) 評価者の規定

- 改定内容：現行手順書では、将来的な運用の内製化を目的とし、特定の担当者(DX推進課)に依存せず、広く事業担当部署の担当者でもPIAが実施できるよう評価の主体(実施者)を特段明記していなかった。
しかし、前述のとおり評価対象者に「事業担当部署」自体が含まれるケースが発生することを考慮し、評価の客観性を担保するため、一次評価の実施者を「DX推進課」とすることを明文化する。

(3) 都市 OS 利用申請手順の廃止

- 改定内容：現行手順書は、都市 OS 接続サービスに主眼を置いた手順として組み立てられており、サービス提供事業者からの都市 OS 利用申請書の提出を起点にPIAを開始し、都市 OS に接続しないサービスについてPIAを実施する場合は、この手順を省略することとしている。
しかし、現在のデジタルサービスの導入実態として都市 OS に接続しないサービスが多数を占めていることから、現状において不要と判断される「都市 OS 利用申請」に係る手順を省略(廃止)し、茅野市によるPIA実施判定(下記(4))を起点とする手順に改める。

(4) 評価プロセスの見直し

- 改定内容：現行手順書では、PIAの実施要否を判断するプロセスを「初期評価」と称していたが、これはあくまでPIAの実施要否を「判定」する段階であること、また後続の評価プロセスとの整合性を図る観点から、名称を「実施判定」に改める。
- プロセスの変更：実施判定の結果、PIAの実施が必要と認められた場合、市から対象者に対して正式に「PIA 調査協力依頼書」を発出することとし、この発出をもってPIAプロセスを開始する。
また、現行手順書では「初期評価」、「簡易評価」、「一次評価」、「二次評価」、「総合評価」と評価プロセスが複雑かつ、各プロセスの位置付けや前後関係がわかりづらいことから、初期評価を上記のとおり「実施判定」に改めるとともに、一次評価・二次評価・総合評価をそれぞれ「本評価」の各プロセスとして整理した。

(5) 評価シートの設問における主語の明確化

- 改定内容：各評価項目の趣旨の認識齟齬を防ぐため、PIA 評価シートのすべての設問において「だれが、だれに対して行うか」を明記する修正を行う。あわせて、運用の実態に即した一部設問の文言見直し・変更を実施する。

5. 今後の運用及び実施予定事項

手順書の改定に伴い、これに付随する PIA 実務に関する見直し等は以下のとおり予定している。

(1) 複数の被評価者が発生する場合の評価実務

今回、評価対象者(範囲)を明確化したことにより、個別のデジタルサービスに対する PIA において、複数の被評価者(例:複数の委託先事業者及び市事業担当部署など)に対する評価プロセスを並行して実施することが想定される。

この場合、原則として、すべての被評価者に対して同様の評価プロセスを実施し、各主体(被評価者)ごとに個別に評価を行った上で、対外的に公開する「パブリックサマリ」においては、それらの結果を総合したサービス全体の評価として取りまとめる方針とする。

(2) 実務別冊の作成について

上記に伴う具体的な事務手続きの手順、および複数の関係者が混在する中で実務を行うにあたっての配慮事項・留意事項等については、手順書本体の煩雑化を避けるため、手順書とは別に「実務手順・配慮事項等に関する別冊(仮称)」として新たに作成し、実務の円滑な遂行に努める予定である。